

しっかり
学ぶ

周辺知識の最新情報まで網羅!

労働基準法

労働保険

社会保険

税金

マイナンバー

給与計算の基礎実務

「給与計算は給与計算ソフトに任せているから大丈夫!」…本当にそうでしょうか。
給与計算ソフトが正しい計算をするためには、給与計算に関する知識と最新情報を基に、担当者が正しく入力・操作することが必須です。

給与計算は、ミスや漏れ、間違いがあってはならない重要な業務。給与計算に関わる基礎知識はもちろん、所得税や社会保険のしくみや情報を常にアップデートし、最新の制度や諸法令に基づきながら的確に進める事が必要です。

当セミナーでは、しっかりとご理解頂きたい給与計算に係わる知識や実務を基礎から解説し、演習を通して知識と実務上の留意点を再確認していただきます。また、担当者として知っておくべき法やしくみ、さらにはマイナンバーの実務についても最新情報を提供します。新任者の方はもちろん、経験者の方にも理解と知識を深めて頂ける大変良い機会です。是非ご参加ください。

対象 こんな方にオススメです!

- 給与計算の新任担当者の方
- すでに給与計算の経験者の方で、今までの理解が正しいかを確認したい方
- 給与計算のみならず、周辺法令やしくみ、最新情報を知りたい方
- 社員の処遇制度の構築や給与体系の変更を検討する立場にある方

日時

令和5年 7月11日(火)
10時～16時30分

受講料

10,000円/名(消費税込)

受講方法

① 会場受講

ウイングあいち17階セミナールーム
名古屋市中村区名駅四丁目4-38

② Web受講

Zoomウェビナー使用

講師

社会保険労務士法人YWOO
特定社会保険労務士
渡辺 葉子 氏



講義内容

1. 給与計算とは

- ①賃金とは何か? 賃金のしくみ
- ②給与計算担当者になる時にすべきこと
- ③給与計算ソフトのしくみと上手に使うポイント

2. 給与(賞与)計算フロー

- ①月間フローと年間フロー
- ②給与計算前に準備・確認すべき事項
- ③各種扶養控除等の再確認
- ④必要な労使協定
- ⑤必要書類の保存

3. 給与(賞与)計算に必要な労働基準法の基礎知識

適用除外/労働時間と休日/時間外・休日・深夜労働/割増賃金/
変形労働時間制/裁量労働時間制/36協定・特別条項付36協定/
休憩/代休と振替休日/年次有給休暇/減額制裁の制限/
賃金支払いの5原則/平均賃金/休業手当/認められる端数処理 など

4. 給与(賞与)計算に必要な労働・社会保険の基礎知識

- ①社会保険(健康保険・厚生年金保険)の保険料のしくみ(概要)と徴収方法
- ②労働保険(雇用保険・労災保険)の保険料のしくみ(概要)と徴収方法

5. 給与(賞与)計算に最低限必要な2つの税の基礎知識

- ①所得税の知識
- ②住民税の知識

6. Challenge!!実際に給与&賞与を計算してみよう

7. 給与計算に必要なマイナンバーの知識(概要)

- ★法改正はそれぞれの項目において解説していきます。
- ★(概要)の表示部分は、時間の関係上、ポイントまたはレジュメの提示のみになる場合があります。
- ★その他、状況に応じて内容を見直すことがあります。
- ◎演習問題を解いていただきますので、当日は「電卓」をご持参ください。



お申込み/お問合せ

ホームページから又は
FAXにてお申込みください。

公益財団法人 愛知県労働協会 労働教育グループ TEL.052-485-7154

〈ホームページ〉 <https://ailabor.or.jp> 〈E-mail〉 rodo@ailabor.or.jp

お申込みいただいた方には、受講票・連絡事項・受講料振込用紙等をお送りします。お申込み後2週間を過ぎても受講票等が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。

【受講申込書】 しっかり学ぶ 給与計算の基礎実務

Y5

FAXでのお申込みはA4のまま切りとらずにお送りください。

FAX.052-583-0585

受講方法選択(いずれかに○)		①会場受講		②WEB受講(受講者 E-mailアドレス記入)	
受講者氏名	フリガナ	連絡先及び連絡先住所(勤務先・自宅)○印をつけてください			
		住所 〒		TEL(日中連絡のつく番号をご記入ください)	
		会社名/団体名 部署名		フリガナ 連絡者氏名	
	性別	年齢	歳		
受講者[E-mail] ※WEB受講希望の場合、必ずご記入ください。 (招待用URL送付先)				メールマガジンの配信 ○印をつけてください 希望する ・ 希望しない ・ 登録済	

※お申込み頂きました個人情報(氏名・住所等)は、お問い合わせや案内文書の送付、返信、本人確認のためのみに使わせて頂きます。(公益財団法人愛知県労働協会個人情報保護規程第4条に基づき取り扱います。)

【主催】公益財団法人 愛知県労働協会 【後援】愛知県・愛知県労働者福祉協議会